

令和元年度 第4期 北見市市民後見人養成研修実施要項

(北見市委託事業)

1 目的

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利や財産を守る「成年後見制度」の担い手として、身近な市民の立場で支援を行う「市民後見人」の養成研修を実施します。

少子高齢化の進展とともに成年後見制度への理解と関心が高まるなか、市民が市民の立場で支え合う「地域後見体制」の充実・強化を図ることを目的に、本市においては、昨年度に引き続き第4期目の養成研修として実施するものです。

2 主催

社会福祉法人北見市社会福祉協議会 北見市成年後見支援センター

3 開催場所

成年後見制度の利用が多く見込まれる「北見自治区」での開催とし、「北見市総合福祉会館」を会場に実施します。

4 募集定員

概ね 30 名

5 研修期間・日程

- (1) 研修期間は、令和元年8月から令和元年10月の3カ月間で実施します。
- (2) 日程は、平日の午後を予定し、カリキュラムにより調整します。

6 研修科目及び講師

研修科目は、国の基本カリキュラム及び平成30年度に実施した北見版カリキュラムに準拠し、市民後見人としての基礎を学ぶために必要な研修内容とします。

講師は、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職及び市内の成年後見制度関係機関等の専門職等が担当します。

7 広報・事前説明会・募集・選考等

- (1) 募集に関する要領を定め広報誌やホームページ等で周知を図り、受講者を募集します。
- (2) 市民に対し、様々な機会を通じ養成研修の周知に努めます。
- (3) 募集定員を超えた場合は抽選とします。定員内の申込数の場合、原則選考は行いません。
- (4) 受講者には、募集締め切り後に、研修受講決定通知を送付します。

8 受講者の要件

研修を受講できる者は、次の各項目をすべて満たす者であること。

- (1) 研修予定日において満 25 歳以上 75 歳未満で、北見市に居住する者
- (2) 全ての研修を受講できる者
- (3) 次の、成年後見人等の欠格条項に該当しない者
 - ア 家庭裁判所から未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがない者
 - イ 破産者
 - ウ 被後見人等に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

9 受講料

無料とします。

10 修了要件等

全ての講義を受講することを原則としますが、止むを得ず欠席した場合には、レポート提出等での代替対応を行うこととします。

全課程を終了した者には、北見市長より「修了証」を交付します。